

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 5 月 15 日

喜茂別町長 菅 原 章 嗣



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
西部地区プラン、伏見地区プラン、双葉地区プラン、鈴川地区プラン
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 27 年 5 月 15 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
  - 経営体数
    - 法人 2 経営体
    - 個人 44 経営体
    - 集落営農（任意組織） 0 組織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
西部地区、鈴川地区 担い手は十分確保されている。  
伏見地区、双葉地区 担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
  - 農地中間管理機構に貸し付けることは方法の 1 つとし、従来の農地法及び農業経営基盤強化促進法等も活用しながら、農地の集積・集約を実施する。
6. 地域農業の将来のあり方
  - 生産品目の明確化
  - 6 次産業化
  - 農業経営の複合化
  - 高付加価値化
  - 新規就農の促進